

5 小児医療（小児救急医療を含む）対策

現 状

1 小児医療を取り巻く現状

(1) 小児人口（15歳未満人口）

県内の小児人口は、平成24（2012）年の39万人から、平成28（2016）年は38.2万人と減少していますが、人口割合で見ると、平成28（2016）年現在では13.3%を占め、全国で高い方から9番目の水準にあります。圏域ごとに見ると、広島、広島中央、福山・府中の各圏域で、小児人口の人口に占める割合が、全国平均の12.7%を上回っています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成25（2013）年3月）によれば、平成32（2020）年には34.1万人に、平成37（2025）年には31.1万人になると推計されています。

(2) 一般小児医療を担う診療所・病院数

本県の一般小児医療を担う医療施設の数、平成23（2011）年の207施設から、平成26（2014）年の205施設と減少していますが、小児人口10万人あたりの診療所数は35.8と、全国平均の33.1を、また、一般小児医療を担う病院数は17.0で、全国平均の16.1を上回っています。

(3) 死亡率等

本県の平成28（2016）年における、乳児（1歳未満）死亡率（出生1,000人対）は1.9（全国平均2.0）、幼児（5歳未満）死亡率は0.5（全国平均0.5）、小児（15歳未満）死亡率については0.2（全国平均0.2）と、全国平均値と同様の値となっています。

2 小児医療提供体制

(1) 小児科医師数

本県の小児科医の数は平成20（2008）年以降増加傾向にあります。

平成28（2016）年の小児人口10万人あたりの診療所に勤務する小児科医師については43.7（全国平均40.3）と全国平均を上回っていますが、小児医療にかかる病院勤務医の数は51.8（全国平均63.4）と、全国平均を下回っています。

(2) 小児救急医療体制

軽症患者などに対応する「初期救急」については、住民の身近な地域で初期の小児救急医療体制が確保されるよう、「在宅当番医制」や「休日夜間急患センター」の体制により実施しています。

入院治療を要するなど重症患者に対する「二次救急」については、複数の救急医療圏を広域的にカバーし、365日24時間体制で受け入れる「小児救急医療拠点病院」として、広島市立舟入市民病院、JA尾道総合病院、市立三次中央病院を指定しています。

また、地域の小児科を標榜する病院群または病院が、病院群輪番制方式等により、小児救急医療に係る休日・夜間の診療体制を整備しています。

複数の診療科目にわたる重篤患者に対する「三次救急」については、「救命救急センター」の充実・強化を図るなかで、重症の小児救急患者に広域的に対応しています。

(3) 小児救急医療電話相談

本県では、患者の保護者からの電話相談に適切に対応することによって、休日夜間の軽度小児救急患者の不安等を軽減するとともに、初期及び二次救急病院への不要な受診を抑制し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減を図ることを目的として、平成14(2002)年度から全国に先駆けて、小児救急医療電話相談事業(#8000)を実施しています。

これまで、相談受付時間の延長や回線数を増やすなどの拡充を行った結果、相談件数は、事業の始まった平成14(2002)年度から増加しており、平成28(2016)年度の相談件数は24,582件となっています。

(4) 医療的ケアを必要とする児

県内には、10か所の周産期母子医療センターに67床のNICUを整備していますが、半数の周産期母子医療センターにおいては、その稼働率がほぼ100%となっています。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児が療育・療養できるよう支援する医療型障害児入所施設が9施設あり、自宅で生活を希望する場合の家族の日常のケアからの一時的な解放(レスパイト・ケア)を支援するための短期入所(医療型)施設が11施設あります。

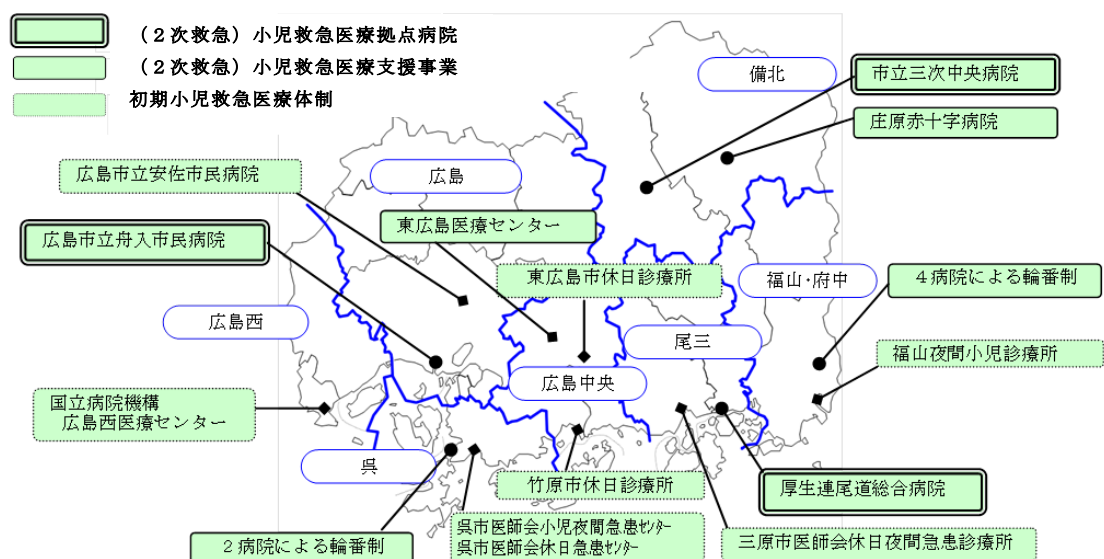
(5) 災害時における小児医療の体制

災害時における医療体制に基づき、全体の医療体制の中で対応を行っています。

3 指標による現状把握

区分	指標名	前回	現状値	出典
O	乳児死亡率	[H23] 2.1	[H28] 1.9	厚生労働省「人口動態統計調査」
O	幼児死亡率	[H23] 0.66	[H28] 0.48	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出
O	小児死亡率	[H23] 0.28	[H28] 0.21	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出
P	N I C U整備数	[H24.4.1] 58床	[H29.4.1] 67床	広島県調べ
S	小児科医師数 (主たる診療科)	[H22] 346人 { 病院 169人 診療所 177人 }	[H28] 365人 { 病院 198人 診療所 167人 }	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
S	小児救急医療電話相談件数	[H23] 6,469件	[H28] 24,582件	広島県調べ

図表 2-2-24 【小児二次救急医療の体制】



※平成29(2017)年12月1日現在

※地区により、初期救急を在宅当番医制で実施

課 題

1 医師数

小児科医の数については平成 20（2008）年以降増加状況が続いていますが、小児人口あたりの医師数は全国的にみて少なく、高齢化等による開業医の減少により、小児救急医療体制の維持が困難になってくる恐れもあることから、医師の確保と勤務環境の改善による負担軽減が不可欠です。特に、小児科医においては女性医師の割合が高いことから、不足している保育施設の確保など、出産・子育て世代が就業を継続できる体制整備が必要です。

2 小児救急医療体制

小児救急患者の時間帯別受診状況を見ると、平日では夕刻から準夜帯にかけて増加傾向にあり、更に土曜日及び日曜日では多くなっており、小児救急患者はいわゆる時間外受診者が多いことが指摘されています。また、小児の入院救急医療機関（二次救急医療機関）を訪れる患者のうち、9割以上が軽症患者というデータもあり、それが夜間休日の診療に当たる病院小児科医の過重労働を引き起こし、小児科医が疲弊する要因となっています。その結果、小児科医が不足し、地域によっては 24 時間 365 日の小児救急医療体制の確保に苦慮している地域もあります。

3 小児救急医療電話相談

近年、電話相談利用者が大幅に増加しており、この取り組みの認知が進んできたことによると考えられますが、対象者は、出生や子どもの成長に伴い変わっていくことから、引き続き、周知していくことが必要です。

4 医療的ケアを必要とする児

NICU等を退院可能となった児については、病院における適切な看護の確保、施設への入所や、在宅での支援のための短期入所（医療型）など多様なニーズに対応した療養体制の充実が必要です。

5 災害時を見据えた小児医療体制

これまでの災害時における問題点として、現状の災害医療体制では、小児・周産期における特有のニーズに対応する体制が十分取られているとは言えない状況が指摘されています。

6 県民の受療状況

小児救急患者については、その多くが軽症患者であることや時間外受診が多いことが指摘されています。

また、小児救急における受療行動には、少子化、核家族化、夫婦共働きといった社会情勢や家庭環境の変化に加え、保護者等による専門医志向、病院志向が大きく影響していることが指摘されており、子どもの病気やけがへの対応について、情報提供や啓発を行うことが必要と考えられます。

目 標

医療機関、医師等の医療従事者、県、市町等が連携して小児医療提供体制を構築し、県民が、必要ときに適切な医療を受けられる体制を整備します。

区分	指標名	現状値	目標値	出典
○	乳児死亡率	[H24~H28] 2.0 (参考: 全国 2.1)	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」
○	幼児死亡率	[H24~H28] 0.53 (参考: 全国 0.54)	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出
○	小児死亡率	[H24~H28] 0.22 (参考: 全国 0.23)	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出
S	小児科医師数 (主たる診療科)	[H28] 病院 51.8人 診療所 43.7人 (参考: 全国) 病院 63.4人 診療所 40.3人	小児人口10万人あたり医師数を全国平均まで増加させます。	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」から算出

S : ストラクチャー指標, P : プロセス指標, O : アウトカム指標

施策の方向

1 小児科医の確保と人材育成

広島県地域医療支援センターを中心とした医師確保対策を総合的かつ機動的に実施するとともに、地域の実情に応じた医師の確保対策を検討するなど、小児科医師の確保や県内定着等を図ります。

特に、小児科医は女性医師の割合が高いことから、相談体制や短時間勤務制度などの就業環境を整え、就業継続や定着を図るとともに、未就業の女性医師の就業を促進します。

大学等と連携して、大学医学部地域枠による、将来、県内で医療に従事する医師を養成するとともに、広島大学医学部寄附講座「地域医療システム学講座」等や小児科医を育成するための魅力ある専門医研修プログラムを県内外に周知することにより、地域で小児医療を担う医師を育成します。

また、県内の小児科医に対する研究や研修についての支援を充実するなど、小児医療技術の向上を図ります。

2 小児救急医療体制

(1) 初期小児救急医療体制の強化

在宅当番医制や休日夜間急患センターの体制の充実を図るなど、地域の実情に応じた小児救急医療体制を確保します。また、救急対応を経験していない小児科医や内科医等を対象とした、小児の初期救急についての基本的な知識、技術を習得するための研修を実施するなど、地域の初期小児救急医療体制の強化を図ります。

(2) 二次救急医療体制の充実と三次救急医療との連携強化

「小児救急医療支援事業」や「小児救急医療拠点病院運営事業」により市町や医療機関の取組を支援するとともに、大学・医療機関等と連携しながら地域の二次救急医療体制を確保します。

事業の実施に当たっては、地域の中核的病院を中心とした在宅当番医制や病院の小児科機能の重点・集約化による拠点病院化等、地域の実態に即した新たな実施方策についても検討を進めるとともに、具体化に向けた関係機関との積極的な協議を行います。

三次小児救急医療体制については、より高度で専門的な医療を提供できる体制を維持するとともに、緊急時のヘリコプター等による搬送体制の維持・充実を図ります。

また、平成28(2016)年の「人口動態統計調査」によると、小児の死因では、不慮の事故によるものが全体の死亡数の約12%と高い割合を占めていることから、消防機関、医師会、関係医療機関と連携し、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づき、より適切で円滑な救急搬送及び搬送受入を推進します。

県境に接する圏域では、隣接県との県境を越えた小児救急医療に関する円滑な患者搬送のため、相互の支援に向けて、引き続き連携していきます。

3 小児救急医療電話相談事業

電話相談事業の充実・強化について検討するとともに、県民への周知・広報を積極的に行い、初期及び二次救急病院への適切な受療行動を促し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減を図ります。

4 医療的ケアを必要とする児の療養体制

NICU等を退院可能となった児がそれぞれの状況に応じた生活の場で療育・療養できるよう、病院における適切な看護の確保とともに、地域における療養介護及び医療型短期入所等の必要なサービス見込量の確保に努めます。

5 災害時を見据えた小児医療体制

災害時において、適切な小児医療や物資を提供するためのコーディネーター（「災害時小児周産期リエゾン」）を配置するとともに、平時から、DMATの活動と連携した訓練の実施や、災害対策情報のシステムを活用するなど、被災時（近隣府県を含む。）を見据えた体制の整備に取り組みます。

6 県民への情報提供と啓発

子どもの病気に対する保護者の不安解消を図るため、小児の病気や事故に関する予防についての必要な知識・技術について情報提供するとともに、急病時の対応にかかる適正な受療行動等について普及・啓発を行います。

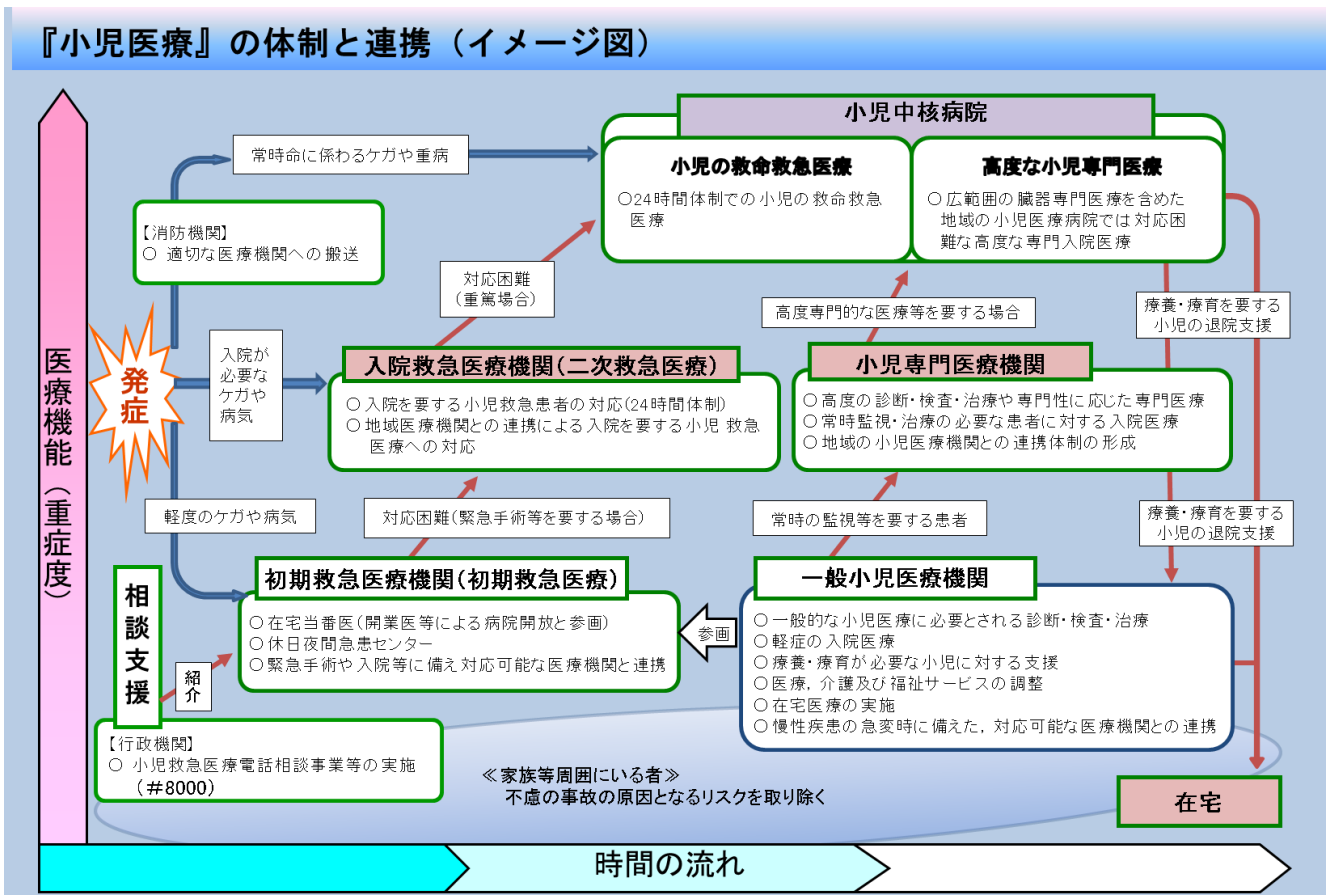
医療連携体制

小児医療体制は、概ね7つの二次保健医療圏ごとに構築します。

小児の医療体制に求められる医療機能は、次表のとおりです。また、各機能を踏まえた医療体制と連携については、次のイメージ図のように考えられます。

圏域ごとの医療連携体制を担う具体的な医療機関名は、県のホームページに掲載しています。

図表 2-2-25 「小児医療」の体制と連携



図表 2-2-26 小児の医療体制に求められる医療機能

	【相談支援等】		【一般小児医療】		【地域を対象とした小児中核病院】		【全県を対象とした小児中核病院】	
機能	健康相談等の支援機能	救急電話相談等初期の支援機能	一般小児医療（初期小児救急医療を除く）	初期小児救急	小児専門医療	入院を要する小児救急医療	高度な小児専門医療	小児の救命救急医療
目標	<ul style="list-style-type: none"> 慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源・福祉サービス等について情報を提供すること 発達障害児に対する早期発見・療育を充実すること 一般的な小児の病状に関する普及啓発を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 子供の急病時に対応等を支援すること 不慮の事故等での救急対応が必要な場合、救急蘇生法を実施できること 小児かかりつけ医を持つこと けいせいの支援行動をとること 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に必要な一般小児医療を実施すること 生活の場（施設を含む）での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 初期小児救急を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の小児医療を行う機関では対応が困難な患者に対する医療を実施すること 小児専門医療を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 地域を対象とした小児中核病院では対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること
医療機関等	家族等行政機関	家族等消防機関等行政機関	小児科標榜医療機関（小児かかりつけ医を含む）訪問看護ステーション	小児科標榜医療機関 休日夜間急患センター 在宅当番医	小児科標榜医療機関（特定分野の小児医療提供機関）	小児救急医療拠点病院 小児救急医療支援事業参加病院	小児科標榜医療機関（高度専門分野の小児医療機関）	救命救急センター
医療機関等に求められる事項	<p>（家族等周囲にいる者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ電話相談事業等を活用すること 小児の病状に関する予防について必要な知識を習得すること 不慮の事故の原因となるリスクを可能な限り取り除くこと 	<p>（家族等周囲にいる者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急蘇生法等の適切な処置を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ①一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施すること ②軽症の入院診療を実施すること（入院設備を有する場合） ③他の医療機関の小児病棟やNICU等から退院するに当たり、生活の場（施設を含む）での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること ④訪問看護ステーション、福祉サービス事業者、行政等との連携により、医療、介護及び福祉サービス（レスパイトを含む。）を調整すること ⑤重症心身障害児施設等、自宅以外の生活の場を含めた在宅医療を実施すること ⑥家族に対する精神的サポート等を実施すること ⑦慢性疾患の急変時に備え、対応可能な医療機関と連携していること ⑧専門医療を担う地域の病院と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること 	<ul style="list-style-type: none"> ①小児初期救急センター、休日夜間急患センター等において平日昼間や夜間休日における初期小児救急医療を実施すること ②緊急手術や入院を要する場合、他科の診療を必要とする疾患に備え、対応可能な医療機関と連携していること ③地域で小児医療に従事する診療所医師等が、病院の開放施設（オープン制度）や小児初期救急センター等、夜間休日の初期小児救急医療に参画すること 	<ul style="list-style-type: none"> ①高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を行うこと ②一般小児医療を行う機関での対応が困難な患者や常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療を行うこと ③院内外の診療科のバックアップ等、必要な連携体制を有していること ④小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域における医療機関と、小児医療の連携体制を形成することにより、地域で求められる小児医療を全体として実施すること ⑤より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること ⑥療養・療育支援を担う施設と連携していること ⑦家族に対する精神的サポート等を含む包括的支援を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ①入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施可能であること（地域によっては輪番制として体制を整備すること） ②院内外の診療科のバックアップ等、必要な連携体制を有していること ③小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域医療機関と連携し、地域で求められる小児救急医療を担うこと ④高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること ⑤療養・療育支援を担う施設と連携していること ⑥家族に対する精神的サポート等を含む包括的支援を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ①広範囲の臓器専門医療を含め、地域小児医療病院では対応が困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療を実施すること ②療養・療育支援を担う施設と連携していること ③家族に対する精神的サポート等を含む包括的支援を実施すること 	
連携	<ul style="list-style-type: none"> ●より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る連携 ●療養・療育を要する小児の退院支援に係る連携推進強化 							

SPO	指標名	全国	広島県	二次保健医療圏比較							調査年	調査名等	定義
				広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北			
P	周産期母子医療センターで取り扱う分娩数	227,956	6,027								平成26年度	周産期医療体制調	周産期母子医療センターで取り扱う分娩
	(15-49歳の女性人口10万人あたり)	843.6	1,017.6										周産期母子医療センターのNICU・GCUに1年を超えて入院している児数
P	NICU・GCU長期入院児数	614	147								平成26年度	救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査・周産期医療体制調	妊婦（分娩直後の褥婦を含む）または出生後1週間未満の新生児の搬送患者数
	(15-49歳の女性人口10万人あたり)	2.3	24.8										都道府県内搬送率=母体・新生児県外搬送件数/母体・新生児搬送数
P	母体・新生児搬送数	46,589	1,078								平成27年度	救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査・周産期医療体制調	医療機関に受入の照会を行った回数が4回以上の件数
(15-49歳の女性人口10万人あたり)	172.4	182.0											現場滞在時間が30分以上の件数
P	母体・新生児都道府県内搬送率	100%	100%								平成27年度	人口動態調査	妊産婦死亡率（都道府県別）死因別妊産婦死亡率（全国値）
医療機関に受入の照会を行った回数が4回以上の件数	549	6											(生後28日未満の死亡数÷出生数) × 1000
P	現場滞在時間が30分以上の件数	1,194	24								平成27年度	人口動態調査	乳児死亡率（出生対）
	(15-49歳の女性人口10万人あたり)	4.5	4.1										(5歳未満の死亡数÷5歳未満人口) × 1000
O	妊産婦死亡率	39	0								平成27年度	人口動態調査	周産期死亡率
(10万人あたり)	0.1	0.0											出生数対(出生数+妊娠22週以後の死産数)
O	新生児死亡率	0.9	1.1								平成27年度	人口動態調査	妊産婦死亡率（出生10万対）
	乳児死亡率	1.9	2.2										死産率（出生数対）
O	幼児死亡率	0.5	0.6								平成26年度	周産期医療体制調	周産期母子医療センターのNICU・GCUに1年を超えて入院している児数
	周産期死亡率	3.7	3.4										
O	死産率	22	20.1								平成26年度	周産期医療体制調	
	NICU・GCU長期入院児数	614	147										
O	(15-49歳の女性人口10万人あたり)	2.3	24.8										

◎小児医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標

SPO	指標名	全国	広島県	二次保健医療圏比較							調査年	調査名等	定義
				広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北			
S	小児人口	16,321,557	381,975	191,794	18,357	28,685	31,066	30,011	71,237	10,825	平成28年1月	住民基本台帳人口	小児人口（15歳未満人口）
S	小児救急電話相談の回線数	93	3								平成27年度	都道府県調査	小児救急電話相談の最大回線数
	(小児10万人あたり)	0.6	0.8										小児救急電話相談の相談件数
S	小児救急電話相談の相談件数	753,096	24,681	4,566.4	6,404.3						平成25年度	介護サービス施設・事業所調査	15才未満の利用者に対し訪問看護を実施している訪問看護ステーション数
(小児10万人あたり)	2.2	2.3	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	8.8				
S	一般小児医療を担う診療所数	5,550	139	72	8	14	7	12	24	2	平成26年度	医療施設調査	一般診療所(7) 主たる診療科目で「小児科」を標榜している施設数と単科で「小児科」を標榜し病院(8)診療科目で、「小児科」を標榜している施設数
	(小児10万人あたり)	33.1	35.8	37.1	43.3	46.6	22.5	38.8	33.0	17.8			
S	一般小児医療を担う病院数	2,682	66	23	4	9	6	8	13	3	平成26年度	医療施設調査	一般診療所(8) 科目「小児科」を標榜する施設の医師数(2) 9) 主たる診療科目と単科の合計数
	(小児10万人あたり)	16.1	17.0	11.8	21.7	30.0	19.3	25.9	17.9	26.7			
S	小児科標榜診療所に勤務する医師数	7,130.1	197.0	108.5	13.6	13.0	7.5	21.8	30.6	2.0	平成26年度	医療施設調査	一般診療所(8) 科目「小児科」を標榜する施設の医師数(2) 9) 主たる診療科目と単科の合計数
S	小児歯科を標榜する歯科診療所数	42,627	827								平成26年度	医療施設調査	歯科診療所(7) 診療科目で「小児歯科」の診療所数
	(小児10万人あたり)	255.8	212.8										
S	小児医療に係る病院勤務医数	10,734.2	227.3	124.1	13.9	18.6	14.1	16.1	33.1	7.4	平成26年度	医療施設調査	病院(8) 科目別の医師数の「小児科」、「小児外科」、「小児科と小児外科の合計」の医師数
S	小児入院医療管理料1の届出施設数	66	1	0	0	0	0	0	0	0	平成28年3月	診療報酬施設基準	A307 小児入院医療管理料1の届出施設数
	(小児10万人あたり)	0.4	0.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
S	小児入院医療管理料2の届出施設数	180	4	3	0	0	0	0	1	0	平成28年3月	診療報酬施設基準	A307 小児入院医療管理料2の届出施設数
	(小児10万人あたり)	1.1	1.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0			
S	小児入院医療管理料3の届出施設数	106	0	0	0	0	0	0	0	0	平成28年3月	診療報酬施設基準	A307 小児入院医療管理料3の届出施設数
	(小児10万人あたり)	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
S	小児入院医療管理料4の届出施設数	368	11	3	1	1	0	2	3	1	平成28年3月	診療報酬施設基準	A307 小児入院医療管理料4の届出施設数
	(小児10万人あたり)	2.3	2.9	1.6	5.4	3.5	0.0	6.7	4.2	9.2			
S	小児入院医療管理料5の届出施設数	131	2	0	0	0	1	1	0	0	平成28年3月	診療報酬施設基準	A307 小児入院医療管理料5の届出施設数
	(小児10万人あたり)	0.8	0.5	0.0	0.0	0.0	3.2	3.3	0.0	0.0			
S	地域連携小児夜間・休日診療科1の届出医療機関数	291	4	0	0	1	0	1	1	1	平成28年3月	診療報酬施設基準	B001-2-2 地域連携小児夜間・休日診療科1の届出施設数
	(小児10万人あたり)	1.8	1.0	0.0	0.0	3.5	0.0	3.3	1.4	9.2			
S	地域連携小児夜間・休日診療科2の届出医療機関数	75	2	1	0	0	0	1	0	0	平成26年度	医療施設調査	B001-2-2 地域連携小児夜間・休日診療科2の届出施設数
	(小児10万人あたり)	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0			
S	NICUを有する病院数	330	7	3	0	1	1	1	1	0	平成26年度	医療施設調査	病院(28) 特殊診療設備で、NICUを有する施設数
	(10万人あたり)	0.3	0.2	0.2	0.0	0.4	0.5	0.4	0.2	0.0			
S	NICUの病床数	3,052	54	24	0	6	6	6	12	0	平成26年度	医療施設調査	病院(28) 特殊診療設備で、NICUの病床数
	(10万人あたり)	2.4	1.9	1.8	0.0	2.3	2.7	2.3	2.3	0.0			
S	PICUを有する病院数	41	0	0	0	0	0	0	0	0	平成26年度	医療施設調査	病院(28) 特殊診療設備で、PICUを有する施設数
	(10万人あたり)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
S	PICUの病床数	256	0	0	0	0	0	0	0	0	平成26年度	医療施設調査	病院(28) 特殊診療設備で、PICUの病床数
	(10万人あたり)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
P	出生率	8.0	8.4								平成27年度	人口動態調査	出生率（人口千対）
P	小児在宅人工呼吸器患者数	29,966	586	395	*	17	16	142	0		平成27年度	NDB	C017 在宅人工呼吸指導管理料の15歳未満の算定件数
P	(小児10万人あたり)	181.7	152.1	204.6	*	57.9	51.4	52.6	197.2	0.0	平成27年度	NDB	A205 小児加算（救急医療管理加算）またはA205乳幼児加算（救急医療管理加算）の算定件数
	救急入院患者数	57,875	1,204	387	139	297	*	43	178	160			
P	(10万人あたり)	45.1	42.0	28.4	95.5	113.7	*	16.6	34.0	171.0	平成27年度	NDB	J044 救命のための気管内挿管またはJ050 気管内洗浄（1日につき）の15歳未満の算定件数
	緊急気管挿管を要した患者数	12,348	168	110	*	14	*	*	44	*			
P	(小児10万人あたり)	74.9	43.6	57.0	*	47.7	*	*	61.1	*	平成27年度	救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査	医療機関に受入の照会を行った回数が4回以上の件数
	医療機関に受入の照会を行った回数が4回以上の件数	8,570	180										
P	現場滞在時間が30分以上の件数	12,039	276								平成27年度	福祉行政報告例	特別児童扶養手当受給者数
	(小児10万人あたり)	73.0	71.6										
P	特別児童扶養手当交付数	224,793	6,342								平成27年度	福祉行政報告例	身体障害者手帳交付数
	障害児福祉手当交付数	65,595	1,803										
P	身体障害者手帳交付数（18歳未満）	103,969	2,032								平成27年度	福祉行政報告例	

SPO	指標名	全国	広島県	二次保健医療圏比較								調査年	調査名等	定義
				広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北				
0	小児人口あたりの時間外外来受診回数(0歳~15歳未満)	3,174,075	56,929	25,061	4,195	3,639	6,942	4,805	9,371	2,916	平成27年度	NDB	A001再診療、A002外来診療料の15歳未満の算定回数	
	(小児10万人あたり)	19,246	14,772	12,980	22,798	12,386	22,295	15,810	13,015	26,509			A001再診療、A002外来診療料の6歳未満の算定回数	
0	小児人口あたりの時間外外来受診回数(6歳未満)	2,753,708	48,749	21,973	3,431	3,246	5,740	3,676	8,596	2,087	平成27年度	人口動態調査	乳児死亡率(出生千対)	
	乳児死亡率	1.9	2.2										(5歳未満の死亡数/5歳未満人口)×1000	
0	小児(15才未満)の死亡率	0.2	0.2								平成27年度	人口動態調査	(15歳未満の死亡数/15歳未満人口)×1000	
	幼児、小児死亡数(小児10万人あたり)	7,098	92	81	2	4	0	1	2	2			15歳未満の死亡者数の集計	
0	幼児、小児死亡数(0~4歳)	43.0	23.9	42.0	10.9	13.6	0.0	3.3	2.8	18.2	平成27年度	人口動態調査	15歳未満の死亡者数の集計(0~4歳)	
	幼児、小児死亡数(5~9歳)	5,294	70	61	2	4	0	1	2	0			15歳未満の死亡者数の集計(5~9歳)	
0	幼児、小児死亡数(10~14歳)	880	10	10	0	0	0	0	0	0	平成27年度	人口動態調査	15歳未満の死亡者数の集計(10~14歳)	
	幼児、小児死亡数	924	12	10	0	0	0	0	0	2				

◎在宅医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標

SPO	指標名	全国	広島県	二次保健医療圏比較								調査年	調査名等	定義
				広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北				
S	在宅療養支援診療所(1)の届出施設数	175	3	1	0	0	1	0	1	0	平成28年3月	診療報酬施設基準	C000 在宅療養支援診療所(1)の届出施設数	
	(10万人あたり)	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.5	0.0	0.2	0.0			C000 在宅療養支援診療所(2)の届出施設数	
	在宅療養支援診療所(2)の届出施設数	2,614	78	37	11	4	4	4	14	4			C000 在宅療養支援診療所(3)の届出施設数	
S	在宅療養支援診療所(2)の届出施設数(10万人あたり)	2.0	2.7	2.7	7.6	1.5	1.8	1.6	2.7	4.3	平成28年3月	診療報酬施設基準	C000 在宅療養支援診療所(1)の届出施設の病床数	
	在宅療養支援診療所(3)の届出施設数	11,894	502	246	16	48	41	62	74	15			C000 在宅療養支援診療所(2)の届出施設の病床数	
	(10万人あたり)	9.3	17.5	18.0	11.0	18.6	18.6	24.1	14.1	16.3			C000 在宅療養支援診療所(3)の届出施設の病床数	
S	在宅療養支援診療所(1)の届出施設の病床数	752	38	0	0	0	19	0	19	0	平成28年3月	診療報酬施設基準	C000 在宅療養支援診療所(1)の届出施設の病床数	
	(10万人あたり)	0.6	1.3	0.0	0.0	0.0	8.6	0.0	3.6	0.0			C000 在宅療養支援診療所(2)の届出施設の病床数	
	在宅療養支援診療所(2)の届出施設の病床数	4,486	176	104	14	19	0	0	20	19			C000 在宅療養支援診療所(3)の届出施設の病床数	
S	在宅療養支援診療所(2)の届出施設の病床数(10万人あたり)	3.5	6.1	7.6	9.6	7.4	0.0	0.0	3.8	20.6	平成28年3月	診療報酬施設基準	C000 在宅療養支援診療所(1)の届出施設数	
	在宅療養支援診療所(3)の届出施設の病床数	24,335	1,099	453	19	169	31	122	211	94			C000 在宅療養支援診療所(2)の届出施設数	
	(10万人あたり)	19.0	38.4	33.1	13.1	65.5	14.1	47.4	40.3	102.0			C000 在宅療養支援診療所(3)の届出施設数	
S	在宅療養支援病院(1)の届出施設数	152	2	0	0	1	0	0	1	0	平成28年3月	診療報酬施設基準	C000 在宅療養支援病院(1)の届出施設数	
	(10万人あたり)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.2	0.0			C000 在宅療養支援病院(2)の届出施設数	
	在宅療養支援病院(2)の届出施設数	305	9	4	0	0	0	0	5	0			C000 在宅療養支援病院(3)の届出施設数	
S	在宅療養支援病院(2)の届出施設数(10万人あたり)	0.2	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	平成28年3月	診療報酬施設基準	C000 在宅療養支援病院(1)の届出施設の病床数	
	在宅療養支援病院(3)の届出施設数	652	23	9	2	3	2	2	5	0			C000 在宅療養支援病院(2)の届出施設の病床数	
	(10万人あたり)	0.5	0.8	0.7	1.4	1.2	0.9	0.8	1.0	0.0			C000 在宅療養支援病院(3)の届出施設の病床数	
S	在宅療養支援病院(1)の届出施設の病床数	16,534	199	0	0	96	0	0	103	0	平成28年3月	診療報酬施設基準	C000 在宅療養支援病院(1)の届出施設の病床数	
	(10万人あたり)	12.9	7.0	0.0	0.0	37.2	0.0	0.0	19.7	0.0			C000 在宅療養支援病院(2)の届出施設の病床数	
	在宅療養支援病院(2)の届出施設の病床数	33,099	915	448	0	0	0	0	467	0			C000 在宅療養支援病院(3)の届出施設の病床数	
S	在宅療養支援病院(2)の届出施設の病床数(10万人あたり)	25.8	32.0	32.8	0.0	0.0	0.0	0.0	89.3	0.0	平成28年3月	診療報酬施設基準	C000 在宅療養支援病院(1)の届出施設数	
	在宅療養支援病院(3)の届出施設の病床数	63,253	2,457	929	218	268	273	207	562	0			C000 在宅療養支援病院(2)の届出施設数	
	(10万人あたり)	49.4	85.8	68.0	150.1	103.8	123.8	80.4	107.4	0.0			C000 在宅療養支援病院(3)の届出施設数	
S	在宅療養支援歯科診療所数	6,140	167	75	13	11	16	21	27	4	平成28年3月	診療報酬施設基準	歯科C001-3 在宅療養支援歯科診療所の届出施設数	
S	訪問看護事業所数	10,126	259								平成23年4月分	介護給付費実態調査	訪問看護事業所(病院、診療所の訪問看護も含む)数	
S	24時間体制を取っている訪問看護ステーションの従業者数	42,155	1,264	744	54	84	80	126	144	31	平成27年	介護サービス施設・事業所調査	24時間体制を取っている訪問看護ステーションの従業者数	
S	在宅患者訪問薬剤管理指導の届出施設数	46,049	1,372	643	68	145	108	143	224	41	平成28年3月	診療報酬施設基準	調剤15 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出施設数	
S	在宅患者訪問薬剤管理指導の届出施設数(10万人あたり)	36.0	47.9	47.1	46.8	56.2	49.0	55.6	42.8	44.5	平成26年	医療施設調査	一般診療所(13) 退院調整支援担当者「いる」の施設数	
S	退院調整支援担当者を配置している診療所	584	16	3	2	1	0	3	5	2	平成26年	医療施設調査	病院(14) 退院調整支援担当者「いる」の施設数	
S	退院調整支援担当者を配置している病院	3,592	111	43	7	11	11	12	22	5	平成26年	医療施設調査	病院(14) 退院調整支援担当者「いる」の施設数	
S	(10万人あたり)	2.8	3.9	3.2	4.8	4.2	5.0	4.6	4.2	5.3	平成27年	介護サービス施設・事業所	居宅サービス事業所(福祉関係)(1)と居宅サービス事業所(医療関係)(2)ショートステイ実施施設	
S	ショートステイ実施施設数	14,678	579	222	18	67	45	59	121	47	平成27年	介護サービス施設・事業所	居宅サービス事業所(福祉関係)(1)と居宅サービス事業所(医療関係)(2)ショートステイ実施施設	
S	(10万人あたり)	11.4	20.2	16.3	12.4	25.7	20.4	22.7	23.1	50.2	平成26年	医療施設調査	一般診療所(23)在宅医療サービスの実施状況の在宅患者訪問診療実施施設数	
S	訪問診療を実施する診療所数	20,597	721	338	41	81	44	88	99	30	平成26年	医療施設調査	病院(27)在宅医療サービスの実施状況の在宅患者訪問診療実施施設数	
S	訪問診療を実施する病院数	16.0	25.1	24.8	28.1	30.7	20.0	33.6	18.8	31.6	平成26年	医療施設調査	病院(27)在宅医療サービスの実施状況の在宅患者訪問診療実施施設数	
S	訪問診療を実施する診療所数(10万人あたり)	2.1	2.8	1.6	2.7	3.8	2.7	5.3	4.4	2.1	平成26年	医療施設調査	一般診療所(23)在宅医療サービスの実施状況の往診実施施設数	
S	往診を実施する診療所数	23,358	805	384	42	92	46	93	112	36	平成26年	医療施設調査	病院(27)在宅医療サービスの実施状況の往診実施施設数	
S	往診を実施する病院数	18.2	28.0	28.2	28.8	34.8	20.9	35.5	21.3	37.9	平成26年	医療施設調査	病院(27)在宅医療サービスの実施状況の往診実施施設数	
S	往診を実施する診療所数(10万人あたり)	1.6	2.1	1.3	1.4	1.9	1.4	2.5	1.7	1.4	平成26年	医療施設調査	病院(27)在宅医療サービスの実施状況の往診実施施設数	
S	訪問歯科診療を実施する歯科診療所数	9,483	321	156	23	35	27	33	39	8	平成26年	医療施設調査	歯科診療所(20)在宅医療サービスの実施状況の訪問診療(居宅)実施施設数	
S	(10万人あたり)	7.4	11.2	11.4	15.7	13.3	12.3	12.6	7.4	8.4	平成27年度	NDB	A238 退院調整加算(退院時1回)を算定した医療機関数	
S	退院調整支援を実施している診療所・病院数	3,400	122	49	8	10	9	14	25	7	平成27年度	NDB	B005-1-2 介護支援連携指導料を算定した医療機関数	
S	(10万人あたり)	2.7	4.3	3.6	5.5	3.8	4.1	5.4	4.8	7.5	平成27年度	NDB	B005 退院時共同指導料2を算定した医療機関数	
S	介護支援連携指導を実施している診療所・病院数	4,691	198	76	10	18	13	24	48	9	平成27年度	NDB	B005 退院時共同指導料2を算定した医療機関数	
S	(10万人あたり)	3.7	6.9	5.6	6.9	6.9	5.9	9.2	9.2	9.6	平成27年度	NDB	B005 退院時共同指導料2を算定した医療機関数	
S	退院時共同指導を実施している診療所・病院数	1,840	84	39	*	8	5	13	19	*	平成27年度	NDB	B005 退院時共同指導料2を算定した医療機関数	
S	(10万人あたり)	1.4	2.9	2.9	*	3.1	2.3	5.0	3.6	*	平成27年度	NDB	B005 退院時共同指導料2を算定した医療機関数	
S	訪問診療を実施している診療所・病院数	27,789	934	416	51	106	70	115	139	37	平成27年度	NDB	C001 在宅患者訪問診療料(1日につき)を算定した医療機関数	
S	(10万人あたり)	21.7	32.6	30.5	35.0	40.6	31.7	44.3	26.5	39.5	平成27年度	NDB	C001 在宅患者訪問診療料(1日につき)を算定した医療機関数	
S	訪問診療を実施している診療所・病院数(15歳未満)	515	4	4	*	*	0	*	*	*	平成27年度	NDB	C001 在宅患者訪問診療料(1日につき)を算定した医療機関数(15歳未満)	
S	(小児10万人あたり)	3.1	1.0	2.1	*	*	0.0	*	*	*	平成27年度	NDB	C001 在宅患者訪問診療料(1日につき)を算定した医療機関数(15歳未満)	
S	訪問看護事業所数	6,458	168	86	10	14	10	19	23	6	平成25年	介護サービス施設・事業所調査	訪問看護を実施している事業所数	
S	(10万人あたり)	5.0	5.8	6.3	6.8	5.3	4.6	7.2	4.4	6.3	平成25年	介護サービス施設・事業所調査	15才未満の利用者に対し訪問看護を実施している事業所数	
S	小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数	371	9	6	0	0	0	0	2	1	平成25年	介護サービス施設・事業所調査	15才未満の利用者に対し訪問看護を実施している事業所数	
S	(小児10万人あたり)	2.2	2.3	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	8.8	平成25年	介護サービス施設・事業所調査	15才未満の利用者に対し訪問看護を実施している事業所数	